



高齢者の肺炎球菌感染症 定期予防接種の受け忘れにご注意を

▶ 問い合わせ
健康増進課
☎0287(63)1100

現在65歳以上の人は、平成30年度までの間に1人1回の定期接種の機会が設けられています。定期接種の該当年度内に接種しない場合は、5年後に再び対象になることはありませんので注意してください。

▶ 接種期限…3月31日(土)

▶ 接種方法…65～100歳の対象者は「予防接種券」を持参し、医療機関で接種を受けてください

※予防接種券が手元にない場合や、県外などの医療機関で接種を希望する人は、事前に健康増進課に連絡してください。

▶ 平成29年度の対象者…次の表に該当する市民
※過去に1度でも肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス)を接種したことがある人は対象外。

対象年齢	条件など
65歳	昭和27年4月2日～28年4月1日生まれ
70歳	昭和22年4月2日～23年4月1日生まれ
75歳	昭和17年4月2日～18年4月1日生まれ
80歳	昭和12年4月2日～13年4月1日生まれ
85歳	昭和7年4月2日～8年4月1日生まれ
90歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれ
95歳	大正11年4月2日～12年4月1日生まれ
100歳	大正6年4月2日～7年4月1日生まれ
60歳～65歳未満	・心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害がある人 ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある人 ※障害の程度は障害者手帳1級程度。



野菜を育ててみませんか ふれあい農園の利用者を募集します

▶ 問い合わせ
市農業公社
☎0287(60)1283

ふれあい農園とは、農家ではない人に農地を貸し出し、自家製野菜の栽培などを通して、農業や食料の大切さを実感してもらうための制度です。

- ▶ 利用期間 4月～来年3月の1年間
 - ▶ 対象 市民
 - ▶ 申込方法(電話不可) 使用料、印かん、身分証明書を持参してください
- ※募集数に達しない場合は農業公社で随時受け付け。

▶ 募集農園

地区	農園名	募集数	広さ	年間使用料	申込日時・会場
黒磯	未広町	1	20坪	3,000円	3月6日(火) 午前9時30分～午後4時 ☑901会議室
	若葉町	1			
	上黒磯	1			
	鳥野目第1	2			
	鳥野目第2	5			
西那須野	豊浦	12	15坪	2,000円	3月7日(水) 午前9時30分～午後4時 ☑202会議室
	西三島	6			
	二つ室	5			
	二区町	6			
	下永田5丁目	1			
塩原	下永田6丁目	3	30坪	4,000円	3月12日(月) 午前9時30分～午後4時 ハロープラザ第2会議室
	中塩原	5			
	関谷	3			



高齢者向けの各種助成の申請が始まります 高齢者タクシー券・紙おむつ券・理美容利用券

▶ 問い合わせ
☑高齢福祉課 ☎0287(62)7137
☑市民福祉課 ☎0287(37)6231
☑総務福祉課 ☎0287(32)2912

「高齢者外出支援タクシー利用券」、「在宅要介護高齢者紙おむつ券」、「高齢者理美容利用券」の申請を受け付けます。
※券は指定されたタクシー会社と店のみ利用可能で、申請月により枚数が変わります。
※紙おむつ券の対象者は、「市指定ごみ袋支給」の申請も合わせて受け付けます。

▶ 持参するもの

- タクシー券：申請者の身分証明書、印かん
 - 紙おむつ・理美容券：申請者の介護保険証、印かん
- ※代理人の場合は、上のものに加えて、代理人の印かんと身分証明書も必要。

券の種類	内容	対象	申請期間・窓口
高齢者外出支援タクシー利用券	タクシーで代金のかわりに利用できる券 1世帯あたり最大70枚 (1枚500円分)	在宅の70歳以上で、運転免許がないか、自動車を所有・使用していない人で次のいずれかに該当する人 ①同居などの親族がいない人 ②同居などの親族による外出支援を受けられない人(同居の親族が週5日以上仕事をしているなど) ※就労証明書(自営業は就労申立書)が必要。 詳しくは市の窓口にご相談ください。	3月19日(月)から ☑高齢福祉課 ※3月23日(金)までは1階市民室。 ☑市民福祉課 ☑総務福祉課 ☑簿根出張所
在宅要介護高齢者紙おむつ券	紙おむつ購入時に利用できる券 最大60枚 (1枚1,000円分)	在宅の65歳以上で要介護認定1～5の人のうち、医師の意見書か認定調査票で次の判定を受けている常時おむつが必要な人 ○障害高齢者の日常生活自立度のランクがBかCの人 ○認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ～Mの人	3月19日(月)から ☑高齢福祉課 ☑市民福祉課 ☑総務福祉課 ☑簿根出張所
高齢者理美容利用券	散髪の際に利用できる券 最大8枚(1枚1,000円分)	在宅の65歳以上で要介護認定1～5の人	



障害者の外出を支援 障害者福祉タクシー券を配布します

▶ 問い合わせ
☑社会福祉課 ☎0287(62)7026
☑市民福祉課 ☎0287(37)6231
☑総務福祉課 ☎0287(32)2912

「障害者福祉タクシー利用券」と「車椅子タクシー利用券」の申請を受け付けます。
▶ 持参するもの 申請者の障害者手帳、印かん(代理人の場合は、代理人本人の身分証明書と印かんも必要)

券の種類	内容	対象	申請期間・窓口
障害者福祉タクシー利用券	福祉タクシーで代金のかわりに利用できる券 月額2,900円分 ※申請月で枚数が変わります。	次の手帳を持っている人 ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳 A、A1、A2 ・精神保健福祉手帳 1級、2級	3月26日(月)から ☑社会福祉課 ※3月26日(月)・27日(火)は1階市民室。 ☑市民福祉課 ☑総務福祉課 ☑簿根出張所
車椅子タクシー利用券	車椅子タクシーで代金のかわりに利用できる券 年額15,000円分	福祉事務所から車椅子の給付を受けた人	